

介護予防訪問看護・訪問看護事業

重要事項説明書

指定居宅サービス事業所

医療法人社団 健育会

ケアセンターけやき訪問看護ステーション

事業所番号 1361990029

〒174-0075

東京都板橋区桜川二丁目10番7号

TEL (03) 5922-6322 (代表)

FAX (03) 3599-4712

医療法人社団 健育会

介護予防訪問看護・訪問看護事業 重要事項説明書

＜令和2年 4月 1日現在＞

1 事業所の特色等

- (1) 事業の目的 : 老人保健法に基づく指定老人訪問看護事業、健康保険法に基づく指定訪問看護事業、介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業（以下、「事業」といいます。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、医療法人社団 健育会 ケアセンターけやき 訪問看護ステーション（以下、「事業所」といいます。）の看護師、その他の従業者（以下、「看護師等」といいます。）が、病気やけが等により在宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が事業に規定される介護予防訪問看護及び訪問看護の必要を認めた、要支援状態または要介護状態にある障害者及び高齢者等（以下、「利用者」といいます。）に対し、適正な事業を提供することを目的とします。
- (2) 運営方針 : ① 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援します。
② 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉・介護サービス等との密接な連携を図り、総合的な事業の提供に努めるものとします。
(別表1-1、1-2を参照)
- (3) その他 : ① 介護予防訪問看護・訪問看護計画の作成及び評価・報告
看護師等が、利用者の課題等を分析し、主治医の指示及び利用者の希望や心身の状況などを踏まえて、介護予防訪問看護・訪問看護計画書（以下、「訪問看護計画」といいます。）を作成します。作成した訪問看護計画は利用者の同意を得た上で交付します。
また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を毎月書面（訪問看護報告書または診療情報提供書）に記載して、主治医へ交付します。
② 従業員研修
事業所は、社会的使命を十分認識し看護師等の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備します。

2 介護予防訪問看護・訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 健育会
代表者名	竹川 節男
所在地・連絡先	(住所) 東京都板橋区桜川二丁目 19 番 1 号 (電話) 03-3233-1105 (FAX) 03-3233-1731

3 事業所の概要

(1) ①事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人社団 健育会 ケアセンターけやき 訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住所) 東京都板橋区桜川二丁目 10 番 7 号 (電話) 03-5922-6322 (FAX) 03-3559-4712
事業所番号	1361990029
事業内容	介護予防訪問看護事業・訪問看護事業
管理者の氏名	高野 かおり

②サテライト事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人社団 健育会 ライフサポートねりま 訪問リハビリステーション
所在地・連絡先	(住所) 東京都練馬区大泉学園町7丁目3番28号 (電話) 03-5935-7646 (FAX) 03-3933-1088
事業内容	介護予防訪問看護事業・訪問看護事業

(2) 事業所の職員体制

ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 2.5名以上
※常勤換算 2.5名以上(内1名は常勤とする。)
訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。
サテライト出張所には1名以上の看護師を配置する
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 ※必要に応じて雇用し配置する。
訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(3) 事業の実施地域 (板橋区・練馬区) ※ 記載地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日及び営業時間

営業日及び休業日		営業時間
営業日	月曜日から土曜日	8:45~17:30
休業日	日曜日・年末年始(12月30日~1月3日)	—

4 事業の内容

(1) 自宅で療養される利用者が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により事業所の看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士等が訪問し、リハビリテーション治療を行います。

(2) 訪問看護計画書および報告書について、理学療法士等は看護師と連携を図り作成します。訪問看護サービスの利用開始時において、当ステーション看護師が、利用者の状態等を評価するため、初回訪問をさせていただきます。その後は、概ね3ヶ月に一度、看護師が訪問し、定期的な評価をいたします。

(3) 理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環であり看護師の代わりに理学療法士等が訪問させていただきます。

5 利用料、その他の費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金のうち、利用者負担の割合に応じた額(1割~3割)が利用者の負担額となります。

ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用料金の全額をいったんお支払いいただき、事業所よりサービス提供証明書を発行します。

後日、サービス提供証明書を市区町村の窓口に提出しますと、該当する利用料金の払い戻しを受けることができます。

(2) 提供された事業の利用料金については、(別表2-1)から(別表2-4)の利用料金一覧表を参照してください。

6 利用料等のお支払方法

契約の際に預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に記入していただきます。

毎月 15 日前後までに前月分の請求を送付し、27 日（休業日の場合は翌営業日）に指定された利用者の口座より引き落としさせていただきます。

※入金確認後、領収証を発行します。

7 事業所が提供する事業内容に関する苦情等相談窓口

（別表 3）の利用者相談窓口及び苦情申し立て機関を参照してください。

8 緊急時における対応方法及び事故発生時等

(1) 看護師等が訪問看護実施中に、利用者の病状に急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。

(2) 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告します。

(3) (1) の事故が発生した場合は、利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業所、市区町村等に対して連絡等を行うとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録のうえ、事故原因を解明して再発生を防ぐための対策を講じます。

9 損害賠償について

(1) 看護師等は、利用者に対する事業の提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者または利用者の家族（保護者）等の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を賠償します。ただし、利用者または利用者の家族（保護者）等に重大な過失がある場合には、賠償額を減ずることができます。

(2) 看護師等は、万が一の事故に備えて損害賠償責任保険に加入します。

10 守秘義務

(1) 看護師等は、正当な理由が無い限り、事業の提供にあたって知り得た秘密を保持します。

(2) 看護師等が退職した後でも、在職中に知り得た秘密を漏らすことが無いように必要な措置を講じます。

11 個人情報の収集または提供する場合の目的及び内容

事業所が次の内容の場合、利用者並びに利用者の家族に情報を収集または提供するときは、利用者並びに利用者の家族の同意を得て行います。

(1) 医療サービスを希望する場合の、主治医からの意見書の収集及び主治医への訪問看護計画の内容を提供。

(2) サービス担当者会議等における居宅支援事業所や居宅サービス事業所への訪問看護計画の内容を提供。

(3) 適切なサービスが提供できるように、居宅支援事業所や居宅サービス事業所との連絡調整に伴う情報の収集及び提供。

(4) 利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合に、訪問看護計画及び実施状況に関する情報の提供。

(5) その他の居宅支援事業所の利用を希望する場合に、訪問看護計画及び実施状況に関する情報の提供。

(6) 事業所において利用者または利用者の家族の緊急事態発生の情報を得た場合、速やかに公的機関（救急車など）や医療機関へ連絡することでの情報の提供（緊急時シートの活用）。

(7) 上記 (1) ～ (6) 以外に情報提供及び収集しなければならない時は、事前に利用者並びに利用者の家族に説明し、同意を得て行います。

12 情報の保存・開示義務

(1) 事業者は、利用者の訪問看護計画及びその事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存します。

(2) 利用者は、事業者の営業時間内にその事務所において、当該利用者に関する記録を閲覧でき、またはその複写物の交付を、実費相当の費用負担により受けることができます。

13 その他、留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

14 大規模災害時の対応

非常事態に備えて、速やかに対応できるように当事業所でも事業継続計画を作成し、職員の行動指標や役割分担を非常時に対応できるよう想定しています。しかし大規模災害が生じた場合は公共交通機関の麻痺、輪番停電による電力不足、ガソリンなどの燃料不足などが懸念されます。そのような時、事業所では以下のような暫定的対応を示します。

- (1) 原則として可能な限りは訪問を実施いたします。
- (2) 諸事情により訪問時間が大幅に変更になる可能性があります。
- (3) 急遽、訪問をお休みさせて頂くことがあります。
- (4) 訪問の予定を変更する場合は、連絡をするように努めますが、停電や電話回線混雑等の影響により行えない場合があります。

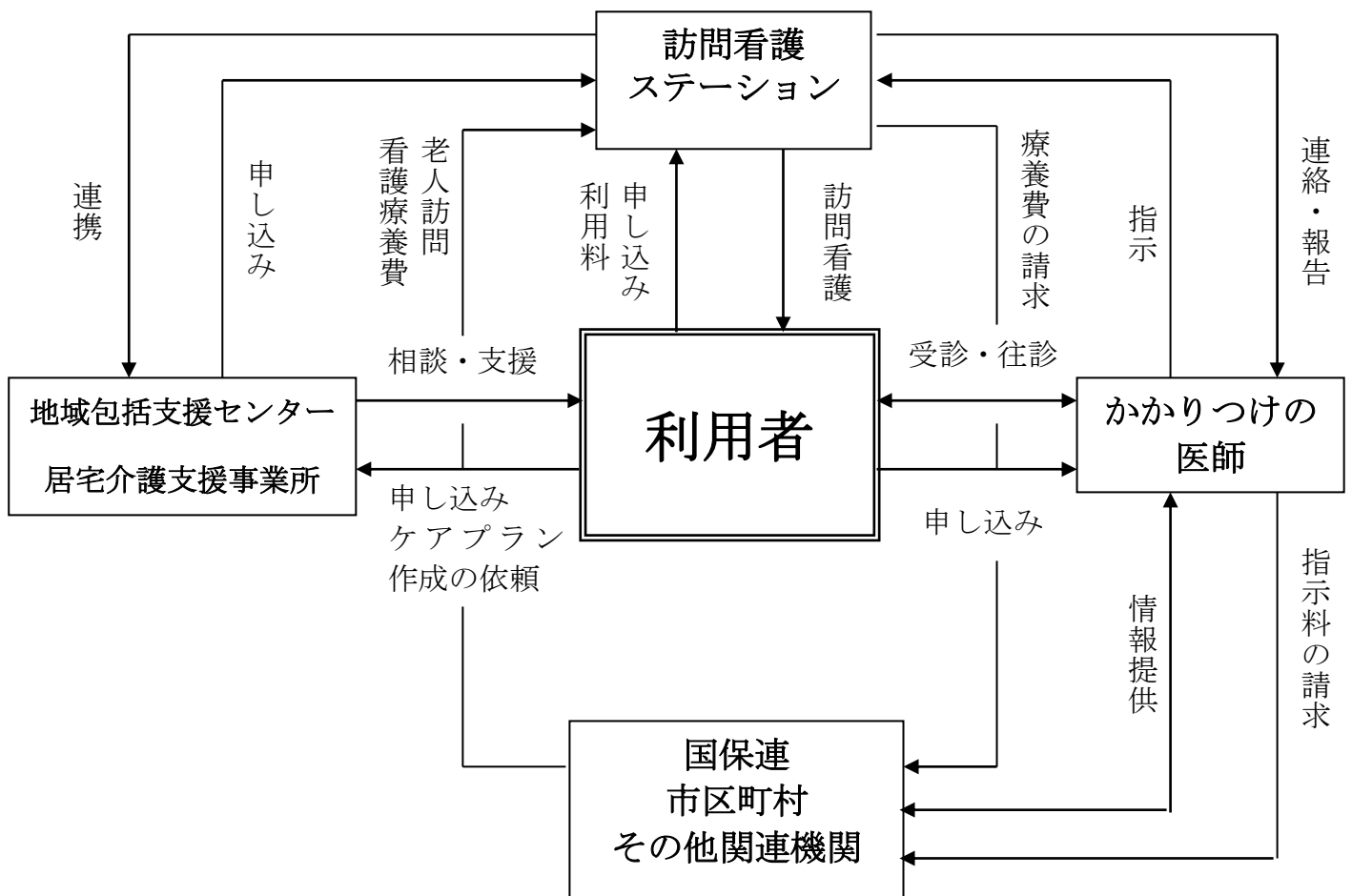
(別表1-1)

他の保健・医療・福祉・介護サービス提供機関等との連携状況

保健所との連携	保健師による保健指導と調整・連携を密にし、円滑に事業をすすめます。
市区町村との連携	市区の介護保険課・福祉課などと連携をとり、情報交換や調整・連絡を密にし、円滑に事業をすすめます。
医療機関との連携	事業実施に関する連携の具体的な方法について話し合い、事業を実施する中で情報交換や調整・連絡を密にし、円滑に事業をすすめます。
福祉・介護サービス部門等との連携	市区と協議・調整しながら、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、ボランティアセンター等と緊密に連携をとり、円滑に事業をすすめます。
その他	推進連絡会、事例検討会等を実施し、円滑に事業をすすめます。

(別表1-2)

【関係機関との連携図】



[介護保険] 利用料金は、記載単位×11.40円となります(利用者負担は別表2-2とします)。

	利用料金	摘要
介護予防 訪問看護費	<p>(1)看護師が訪問看護を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所要時間が30分未満の場合 5,141円(451単位/回) ・所要時間が30分以上1時間未満の場合 9,051円(794単位/回) ・所要時間が1時間以上1時間30分未満の場合 12,426円(1,090単位/回) <p>(2)理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回あたり20分 3,146円(276単位/回) <p>(例) ・当ステーション通常の40分訪問を行なった場合、1日の訪問回数を2回分(20分×2回)と考える。(12月を超えない場合)</p> <p>276単位×2回分=552単位/日 552単位×11.40円=6,292円/日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当ステーション通常の40分訪問を行なった場合、1日の訪問回数を2回分(20分×2回)と考える。(12月を超えた場合) <p>261単位×2回分=522単位/日 522単位×11.40円=5,950円/日</p> <p>よって、訪問1日分あたり上記の計算となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・額は左記単位の11.40を乗じた額のうち、利用者負担割合に応じた額(1割もしくは3割)が自己負担となる(各種加算もこれに準ずる)。但し(1)を准看護師が行った場合は各単位数の90%で算定する。 ・居宅サービス計画に基づき算定。 ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合、8単位を減算する。 ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問が、利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合、15単位減算する。 ・1日に3回以上訪問看護を行なう場合、1回につき所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定する。 ・1週間に6回を限度に算定する。
訪問看護費	<p>(1)看護師が訪問看護を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所要時間が30分未満の場合 5,369円(471単位/回) ・所要時間が30分以上1時間未満の場合 9,382円(823単位/回) ・所要時間が1時間以上1時間30分未満の場合 12,859円(1,128単位/回) <p>(2)理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回あたり20分 3,260円(286単位/回) <p>(例) 当ステーション通常の60分訪問を行なった場合、1日の訪問回数を3回分(20分×3回)と考える。</p> <p>257単位(286単位×0.9)×3回分=771単位/日 771×11.40円=8,789円/日</p> <p>よって、訪問1日分あたり上記の計算となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合、8単位を減算する。 ・1日に3回以上訪問看護を行なう場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定する。 ・1週間に6回を限度に算定する。

各種加算

<p>初回加算 (Ⅰ)</p>	<p>・新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合。 3,990 円 (350 単位/回)</p>	<p>すべて居宅サービス計画に基き算定。</p>
<p>初回加算 (Ⅱ)</p>	<p>・新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合。 3,420 円 (300 単位/回)</p>	
<p>退院時共同 指導加算</p>	<p>・病院、又は介護老人保健施設等に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等が、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回訪問看護を同一月若しくは翌月に行った場合。(通常 1 回、特別な管理を必要とする利用者については 2 回。)ただし、初回加算の算定との併用はされない。 6,840 円 (600 単位/回)</p>	
<p>複数名 訪問加算</p>	<p>(Ⅰ)2 人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 (1) 所要時間が 30 分未満の場合 2,895 円 (254 単位/回加算) (2) 所要時間が 30 分以上 1 時間未満の場合 4,582 円 (402 単位/回加算) (Ⅱ)看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 (1) 所要時間が 30 分未満の場合 2,291 円 (201 単位/回加算) (2) 所要時間が 30 分以上 1 時間未満の場合 3,613 円 (317 単位/回加算)</p>	<p>・利用者やその家族等の同意を得ている場合で、次のいずれかに該当する場合。 ①利用者の身体的理由により、1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合</p>
<p>サービス 提供体制 強化加算</p>	<p>1 回につき 6 単位</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、次のいずれかに該当する利用者に対し、指定訪問看護を行う場合 ①指定事業所の全ての看護師等に対し、個人別に研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部も含む)を実施又は実施を予定していること ②利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は当該事業所で看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的(概ね 1 月に 1 回以上)に開催すること ③当該事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的実施すること ④当該事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数が 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること</p>

(別表2-2)

[介護保険]

介護予防訪問看護費

所要時間	利用料金 (記載単位×11.40円)	ご利用者様負担額		
		1割	2割	3割
(1) 看護師が訪問看護を行った場合				
30分未満	5,141円	514円	1,028円	1,542円
30分以上1時間未満	9,051円	905円	1,810円	2,715円
1時間以上1時間30分未満	12,426円	1,242円	2,485円	3,727円
(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士が訪問看護を行った場合				
1日2回まで(40分)	6,292円	629円	1,258円	1,887円

訪問看護費

所要時間	利用料金 (記載単位×11.40円)	ご利用者様負担額		
		1割	2割	3割
(1) 看護師が訪問看護を行った場合				
30分未満	5,369円	536円	1,073円	1,610円
30分以上1時間未満	9,382円	938円	1,876円	2,814円
1時間以上1時間30分未満	12,859円	1,285円	2,571円	3,857円
(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士が訪問看護を行った場合				
1日2回まで(40分)	6,520円	652円	1,304円	1,956円
1日に2回を超えて行う(60分)	8,789円	878円	1,757円	2,636円

各種加算

	利用料金	ご利用者様負担額		
		1割	2割	3割
初回加算(Ⅰ)	3,990円	399円	798円	1,197円
初回加算(Ⅱ)	3,420円	342円	684円	1,026円
退院時共同指導加算	6,840円	684円	1,368円	2,052円
複数名訪問加算(Ⅰ) 2人の看護師等が同時に 訪問看護を行う場合	(1) 所要時間30分未満 2,895円	290円	579円	869円
	(2) 所要時間30分以上 1時間未満 4,582円	458円	916円	1,375円
複数名訪問加算(Ⅱ) 看護師と看護補助者が 同時に訪問看護を行う場合	(3) 所要時間30分未満 2,291円	229円	458円	687円
	(4) 所要時間30分以上 1時間未満 3,614円	361円	723円	1,084円
サービス提供体制強化加算	68円	7円	14円	20円

*上記料金につきましては、目安の金額になります。

(別表 2-3)

[医療保険]

- ◆身体障害者手帳及び厚生労働大臣が定める疾病等（多発性硬化症、脊髄小脳変性症等）においては、利用者様負担が変わりますのでお問合せください。
- ◆国民健康保険、社会保険加入の方は総費用の 3 割負担
- ◆後期高齢者の方は総費用の 1 割負担（但し、年齢・所得条件等により 2 割・3 割負担の方がいます。）

保険種別等	医療保険(後期高齢者医療・健康保険)による訪問看護	
健康保険： 該当保険の負担割合分	※週や月の訪問回数により、1 回あたりの利用料金が異なります。	
○訪問看護基本療養費Ⅰ（1 日につき）	週 3 日まで 5,550 円(5,050 円) 週 4 日以降 6,550 円(6,050 円) 5,550 円	日曜日及び祝日を除く 保健師、助産師又は看護師による場合(准看護師) 保健師、助産師又は看護師による場合(准看護師) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合 同一建物居住者
○訪問看護基本療養費Ⅱ（1 日につき）	《同一日に 2 人》 週 3 日まで 5,550 円(5,050 円) 週 4 日以降 6,550 円(6,050 円) 5,550 円 《同一日に 3 人》 週 3 日まで 2,780 円(2,530 円) 週 4 日以降 3,280 円(3,030 円) 8,500 円（入院中に 1 回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に 2 回）	保健師、助産師又は看護師による場合(准看護師) 保健師、助産師又は看護師による場合(准看護師) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合
○訪問看護基本療養費Ⅲ	週 3 日まで 2,780 円(2,530 円) 週 4 日以降 3,280 円(3,030 円) 8,500 円（入院中に 1 回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に 2 回）	保健師、助産師又は看護師による場合(准看護師) 保健師、助産師又は看護師による場合(准看護師) 在宅療養に備えた外泊時
○訪問看護管理療養費（1 日につき）	月の初日：7,670 円 2 日目以降：2,500 円	
○精神科訪問看護基本療養費Ⅰ（1 日につき）	週 3 日まで 30 分以上の場合 5,550 円 週 3 日まで 30 分未満の場合 4,250 円 週 4 日以降 30 分以上の場合 6,550 円 週 4 日以降 30 分未満の場合 5,100 円	
○精神科訪問看護基本療養費Ⅲ（1 日につき）	《同一日に 2 人》 週 3 日まで 30 分以上の場合 5,550 円 週 3 日まで 30 分未満の場合 4,250 円 週 4 日以降 30 分以上の場合 6,550 円 週 4 日以降 30 分未満の場合 5,100 円 《同一日に 3 人》 週 3 日まで 30 分以上の場合 2,780 円 週 3 日まで 30 分未満の場合 2,130 円 週 4 日以降 30 分以上の場合 3,280 円 週 4 日以降 30 分未満の場合 2,550 円	
○精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	1 日に 1 回の場合 4,500 円 1 日に 2 回の場合 9,000 円 1 日に 3 回以上の場合 14,500 円	所定額を算定する指定訪問看護を行う看護師が他の看護師または作業療法士と同時に指定訪問看護を行う場合
○訪問看護・精神科訪問看護共通 ・退院支援指導加算 ・退院時共同指導加算 ・ベースアップ評価料(Ⅰ)	6,000 円加算 8,000 円加算 780 円加算	
○訪問看護 ・長時間訪問看護加算 ・複数名訪問看護加算(Ⅰ)	5,200 円加算 看護師 同一建物内 1 人 4,500 円加算 同一建物内 2 人 4,500 円加算 同一建物内 3 人以上 4,000 円加算 准看護師 同一建物内 1 人 3,800 円加算 同一建物内 2 人 3,800 円加算 同一建物内 3 人以上 3,400 円加算 看護補助者 同一建物内 1 人 3,000 円加算 同一建物内 2 人 3,000 円加算 同一建物内 3 人以上 2,700 円加算 看護補助者	利用者の身体的理由、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等により、1 人での訪問看護が困難と認められる場合 看護職員が他の保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と同時に指定訪問看護を行う場合 看護職員が看護助手者と同時に指定訪問看護を行う場合

<ul style="list-style-type: none"> ・複数名訪問看護加算（Ⅱ） ・難病等複数回訪問加算 	<p>《同一日に1回》 同一建物内1人 3,000円加算 同一建物内2人 3,000円加算 同一建物内3人以上 2,700円加算</p> <p>《同一日に2回》 同一建物内1人 6,000円加算 同一建物内2人 6,000円加算 同一建物内3人以上 5,400円加算</p> <p>《同一日に3回以上》 同一建物内1人 10,000円加算 同一建物内2人 10,000円加算 同一建物内3人以上 9,000円加算</p> <p>3,000円加算</p> <p>1日2回訪問した場合 同一建物内1人 4,500円加算 同一建物内2人 4,500円加算 同一建物内3人以上 4,000円加算</p> <p>1日3回以上訪問した場合 同一建物内1人 8,000円加算 同一建物内2人 8,000円加算 同一建物内3人以上 7,200円加算</p>	<p>保健師又は看護師が他の保健師、看護師又は作業療法士と同時に指定訪問看護を行う場合</p>
<p>○精神科訪問看護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間精神科訪問看護加算 ・複数名精神科訪問看護加算 	<p>5,200円加算</p> <p>《同一日に1回》 同一建物内1人 4,500円加算 同一建物内2人 4,500円加算 同一建物内3人以上 4,000円加算</p> <p>《同一日に2回》 同一建物内1人 9,000円加算 同一建物内2人 9,000円加算 同一建物内3人以上 8,100円加算</p> <p>《同一日に3回以上》 同一建物内1人 14,500円加算 同一建物内2人 14,500円加算 同一建物内3人以上 13,000円加算</p> <p>《同一日に1回》 同一建物内1人 3,800円加算 同一建物内2人 3,800円加算 同一建物内3人以上 3,400円加算</p> <p>《同一日に2回》 同一建物内1人 7,600円加算 同一建物内2人 7,600円加算 同一建物内3人以上 6,800円加算</p> <p>《同一日に3回以上》 同一建物内1人 12,400円加算 同一建物内2人 12,400円加算 同一建物内3人以上 11,200円加算</p>	<p>保健師、看護師又は作業療法士と同行を行う場合</p> <p>准看護師と同行を行う場合</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・精神科複数回訪問加算 ・訪問看護情報提供療養費1 ・訪問看護情報提供療養費3 	<p>同一建物内1人 3,000円加算 同一建物内2人 3,000円加算 同一建物内3人以上 2,700円加算</p> <p>1日2回訪問した場合 同一建物内1人 4,500円加算 同一建物内2人 4,500円加算 同一建物内3人以上 4,000円加算</p> <p>1日3回以上訪問した場合 同一建物内1人 8,000円加算 同一建物内2人 8,000円加算 同一建物内3人以上 7,200円加算</p> <p>1,500円 ※1 1,500円 ※2</p>	<p>看護補助者又は精神保健福祉士と同時に行う場合</p> <p>※1 別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について、訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該利用者の居住地を管轄する市町村(特別区を含む)又は都道府県(以下「市町村等」という)に対して、当該市町村等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合</p> <p>※2 保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院(以下この注において「保険医療機関等」という。)に入院し、又は入所する利用者について、当該利用者の診療を行っている保険医療機関が入院し、又は入所する保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うに当たって、訪問看護ステーションが、当該利用者の同意を得て、当該保険医療機関に指定訪問看護に係る情報を提供した場合</p>

(別表 2-4)

【自費利用およびその他の費用】

自費利用の場合は、介護保険利用料金 10 割負担となります。

種別	利用料金	摘要
介護予防 訪問看護費	(1)看護師が訪問看護を行った場合 ・所要時間が 30 分未満の場合 5,141 円 (451 単位/回) ・所要時間が 30 分以上 1 時間未満の場合 9,051 円 (794 単位/回) ・所要時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 12,426 円 (1,090 単位/回) (2)理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護を行った場合 ・1 回あたり 20 分 (※1) 3,146 円(276 単位/回)	・自費利用の場合は、介護保険利用料金の 10 割負担。 (※1) 1 日当たりの金額は、別表 2-1 の訪問看護費の欄を参照。
訪問看護費	(1)看護師が訪問看護を行った場合 ・所要時間が 30 分未満の場合 5,369 円 (471 単位/回) ・所要時間が 30 分以上 1 時間未満の場合 9,382 円 (823 単位/回) ・所要時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 12,859 円 (1,128 単位/回) (2)理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護を行った場合 ・1 回あたり 20 分 (※1) 3,260 円(286 単位/回)	＊上記介護予防 訪問看護費と同じ。

【その他、利用に係る費用について】

(1) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費をいただきます。尚、通常の事業の実施地域を超える地点から片道 5km ごとに 50 円を往復分いただくこととします。

(2) キャンセル料

当日及び訪問してからのキャンセルについては、予定訪問看護サービス報酬の 10 割をお支払いいただきます。

(3) (1)、(2) についてのお支払いは、毎月請求時に利用料と一緒にいただくこととします。

(4) エンゼルケア (死後の処置) を希望された場合の利用料

衣装代金込み処置料金 ¥15,000
 処置のみ ¥10,000

(別 表 3) 利用者相談窓口及び苦情申し立て機関

<p>● 事業所の窓口 利用者相談窓口 担当者 高野 かおり</p>	<p>利用日 月曜日から金曜日 (ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。) 利用時間 午前9:00～午後5:00 利用方法 電話 03-5922-6322</p>
<p>● 市区町村の窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・板橋区 介護保険苦情相談室 (板橋区役所 介護保険課内) ・練馬区 練馬高齢者相談センター (練馬区役所本庁舎1階) 光が丘高齢者相談センター (光が丘区民センター2階) 石神井高齢者相談センター (石神井庁舎4階) 大泉高齢者相談センター (大泉学園ゆめりあI4階) ・豊島区 保健福祉部介護保険課 相談グループ (豊島区役所本町舎4階) <p>※その他の地域の方は、各地域の苦情相談窓口へお問い合わせ下さい</p>	<p>利用日 月曜日から金曜日 利用時間 平日 午前9:00～午後5:00 利用方法 電話 03-3579-2079</p> <p>利用日 月曜日から金曜日 利用時間 平日 午前8:30～午後5:15 利用方法 電話 03-5984-2774</p> <p>利用日 月曜日から金曜日 (ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。) 利用時間 平日 午前8:30～午後5:15 利用方法 電話 03-5997-7716</p> <p>利用日 月曜日から金曜日 利用時間 平日 午前8:30～午後5:15 利用方法 電話 03-5393-2814</p> <p>利用日 月曜日から金曜日 利用時間 平日 午前8:30～午後5:15 利用方法 電話 03-5905-5271</p> <p>利用日 月曜日から金曜日 利用時間 平日 午前8:30～午後5:15 利用方法 電話 03-3981-1318</p>
<p>● 都の窓口 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口専用</p>	<p>利用日 月曜日から金曜日(祝祭日を除く) 利用時間 平日 午前9:00～午後5:00 利用方法 電話 03-6238-0117</p>

- 附則：この一部改正は平成24年4月1日より適用する。
- 附則：この一部改正は平成25年4月1日より適用する。
- 附則：この一部改正は平成25年8月1日より適用する。
- 附則：この一部改正は平成26年4月1日より適用する。
- 附則：この一部改正は平成27年4月1日より適用する。
- 附則：この一部改正は平成27年8月1日より適用する。
- 附則：この一部改正は平成28年4月1日より適用する。
- 附則：この一部改正は平成30年4月1日より適用する。
- 附則：この一部改正は平成31年2月1日より適用する。
- 附則：この一部改正は平成31年4月1日より適用する。
- 附則：この一部改正は令和元年10月1日より適用する。
- 附則：この一部改正は令和2年4月1日より適用する。
- 附則：この一部改正は令和3年4月1日より適用する。
- 附則：この一部改正は令和6年6月1日より適用する。

当事業者は、重要事項説明書に基づき、事業所の事業内容及び重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者 住 所 東京都板橋区桜川二丁目 10 番 7 号
事業者 法人名 医療法人社団 健育会
事業所名 ケアセンターけやき 訪問看護ステーション
(事業所番号) 1361990029
代表者 竹 川 節 男
管理者 高 野 か お り 印

説明者 職 名

氏 名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、事業所の事業内容及び重要事項（加算対象要件及び個人情報の保護に関する規定を含む）の説明を受け、これに同意します。
また、10条に基づき守秘の保持内容についても同意します。

年 月 日

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

署名代行者
住 所 _____
氏 名 _____ 印
続 柄 _____
署名代行の理由 _____

家 族
住 所 _____
氏 名 _____ 印